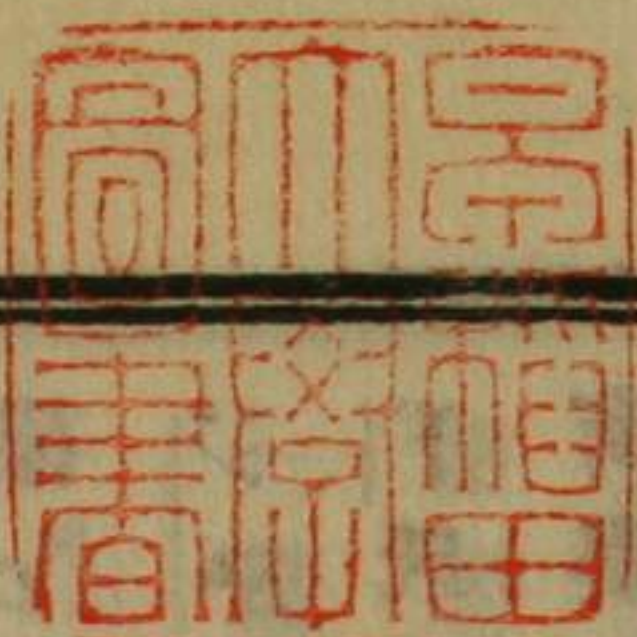


法普戰爭誌略卷之八追加



西曆一千八百七十一年二月二十日即ち

我明治四年辛未正月二日なり

二月二十日法國は別府ポルドウ縣に於て七百五十
五名は議員公議して更ふ千エー九氏を立て今日法
國共和制堂の大統領職に撰舉せり此千エー九氏と
いへるを一千八百四十年の頃即ち今を距は三十年
法國王ルイ十八世の迹よ立てるルイピリプ王
は第一全權宰相よして此時巴里府の一大圓城郭及

郭外は十七城を新たに築造せしめし人も渠も今日
法國に一老人材なれば人望最も歸ひ○巴里府城共
和制堂大統領ゼネラルドロシユ氏今日より其大統
領を辭して退職せり(法國別府に諸議員會議公論の
上千エール氏を立て大統領となせし故なり)○今日
別府ポルトー縣に公議局ふ於て更なる衆議して諸全
權を撰舉ひ其名稱(全權大統領千エール氏裁判全權
ジユホール氏外務全權ハールブル氏内務全權ピカル
ド氏教導全權シモン氏諸職業巧技全權ラルシー氏
商農全權ランブレツシユ氏軍務全權ルフロール氏海

軍全權ポトウー氏會計全權(名欠)○同二十一日昨日
政府より市中に布令ひ
一籠城中府内防戦のため市民咸く其軍ふ役せらる
る乃故に貧窮の人民活計に悩むを以て曩も九月
十二日政府布令して貧民市兵扶助のため毎日一
人に一フラン半の貨幣を給與し其後十一月二十
八日より其妻女に毎日七十五サンチームの貨幣
を給與したり(此七十五サンチームといへるは一
フランの四分の三を云ふ也)今此制度を廢止然
れども困窮して活計立難き者を暫時政府之を救

助し、毎日此金返與ふるし

一 今若し是を望む者あらば十日の内願書を認め之
返政府に差出せし其書面を認むるべき個條下れ
如し即ち姓名年齢職業住所及籠城前産業等詳ら
ふ書載し之を會計全權宰相に出しへき事

一 右貧民妻女扶育金の願書も同様を呈せし事

一 右の裁判ハ會計全權及内務全權之に任次へき事

○ 同二十二日今日府内異聞なし ○ 昨日ゼネラルド
ロシユ氏大統領は居館を去て以前住せしリー九街
の宅へ移る是則今般大統領職免せられ以前武

職ゼネラル官へ返派する故なき然らばドロシユ氏
は事今日既終せりと次ドロシユ氏曩有八月下旬
巴里府城總裁職を尊號を得て巴里府城に入て其後
九月四日共和政堂は大統領職を兼帯されは其職位
法は全國ドロシユ氏は右へ出るものなし廟堂は籌
策野戦は謀畧皆其方寸に任し而して巴里府籠城以
來一月二十八日和議を乞ふは日へ至る迄都て五個
月竟り一度も奮戦防禦は法術を盡したる蹤跡を見
は其器克く其職掌を勝へば其ものと謂ふべき乎 ○
日誌附録に造兵局譜簿中は事を記して曰く曩も九

月十九日巴里府に籠城なせしよ、一月二十七日迄
一百三十二日間、巴里府内の器械所に於て製造せ
し大小爆丸の員數大砲は爆丸二十五萬丸にして二
十五連砲及三十八連砲は「ミトライエース」號の小
爆丸一百万丸餘ふ登れりと云○同二十三日和議談
判中弭兵の約初め三週日（三十一日間也）是即ち一月
二十八日條約也其後二月十五日再び談判成て五
日の延期を爲し其期即ち二月二十四日正午十二字
迄也昨日又今日の延期の約成り都合四週日二十
八日間にして來は二十六日正午十二字迄也と決今

般法國全州諸郡縣より撰舉の議員「ボルドウ」府に會
し日々集議討論しと雖も議事一定せし延期は約束
斯のとおく再三と及ぶ○今日府内の事情洵々とし
く衆庶耳を聳て其議を聞むと欲は物議又嘩ひし
し○同二十四日今日府内依然奇聞あり○昨二十三
日午後一字大統領「キエー」氏ウエルサイル城に至
り普國宰相「ビスマルク」氏と談判數刻夜六字「巴里」府
城に皈り外務局に入り今夜八字より政府は各員
一同會議し曉二字に至りて終る○今二十四日午後
十二字半「キエー」氏再びウエルサイル城に至り普

國宰相ビスマルク氏と談判數刻ふ及び黄昏歸途に
赴くと云○同二十五日昨日午後より千エー九氏及
ハーブル氏の二名ウエルサイ九城ふ入りビスマル
ク氏と談判數刻ふ及び日暮二員飯路に赴る衆昨今
の談判全く和議預計れども人得て其實を窺ひ知れ
ると能ハズ○巴里府内平穩無異○同二十六日昨日
午後大統領千エー九氏及外務職ハーブル氏に二名
ウエルサイ九城ふ至り普國宰相ビスマルク氏と談
判數刻夜に入リ巴里府城ふ飯ふと云○今朝以來千
エー九氏ハーブル氏二名ウエルサイ九城ふ至り普

軍の本陣に止まら談判數時間なり○今日和議の決
約に至るふと云然れども衆得て其事實を推知
し能ハズ府内の人民只耳を聳立物議又囂々
たり○同二十七日内務全權ピカルド氏より巴里府
内に布告せり

一和議條約の件々ハ集議公論の上決定復し而し
て昨日より來は三月十二日迄十五日の間猶休兵
延斯の契約取結候事

一普軍明後三月一日巴里府内ふ入り其一部分を所
領復へき事

一 條約中ニ九ボ九縣ニ寨城ヲ普軍ニ望ミニ應シ和議ノ贖償中ニ加入欲シハ巴里府内ニ其軍兵ヲ入ルコトヲ禁止欲ヘシ然モ此事件ハ法國ニ政權許容シ能ハズ故ヲ以テ普軍入府ノ儀抗沮シ得ズラハ依也

一 府内ニ人民能ク其事情ヲ體認シ各國家ニ亦堪忍靜止して暴動スル將來ノ幸福ヲ可俟也云々

○ 府内ニ人民普兵入城ノ約ヲ聽テ物議囂々市街平穩スラシ今夜市街ノ模様ヲ觀ルニ群民途ヲ塞ヒテ評論洩ル事嘩ハシ○ 同二十八日普兵巴里府入城

の約

一 今次普軍巴里府城ニ入ルコトヲ法普二國ニ兵權中ニ於テ其條約決議成レリ

一 普軍ノ入城來ル三月一日朝第十字ヲ依ル事

一 普軍巴里府内滯留中ニ其市街セーソン河よりホーブルルサントノヒー街迄及コンコルド場よりヨリテルン街迄ノ間都々之ヲ所領欲ル事

一 巴里府内ニ入ル普兵ノ數三萬人ニ過クモラハ

此事

一 和睦ノ條約全ク整ヒし日を期とし入府ノ普兵

残らば巴里府城退去及び事

一 普軍府内滞留中の食糧を都て普軍に輜重より之を給與し少しも巴里府内にて給はるゝらば居る事
一 普兵府内滞留中を勉えて官屋公館中に止宿して市民の家屋を領はるゝらば居る事

一 普軍滞留中其所領を地地面乃境内に於て法國に兵士兵器を携へ及軍装の者通行せらるゝ居る事
一 法國兵士を總てセーソン河南部に止宿はるゝ事

○ 昨二十七日共和政堂大統領外務全權内務全權より府内住民へ布令あり

一 巴里府籠城中我人民皆勇悍抗戰非常の防禦を爲とびへども不幸にして饑餓我々逼れて其抗力を減し又我恃む所乃郡縣に兵近く來りて救援を乞はむとば居らば當り不幸ふして敗績し遠く遁去るに於て竟る其城を開きて和議を計らむ及へり
一 今法國乃存亡を全く汝衆庶の掌中にある故に汝衆咸宜しく忍耐靜止して法國乃災害を招らば居る事也
一 此六日以内和議の應接執掌に於て諸官員都て東西に奔走し能く其條件の得失を監視其損害の少

海軍軍訓集 卷之八 七
あつてむ事計を而して今和睦條約の處置ハ皆
彼に撰舉するは議員の集議討論も仍て出されの
也

一此和議條約の全く成流日迄普軍巴里府内に入
りて其一部シヤンゼリセーの街を領決へし然も
とも其兵ハ只三萬人も過くをらば又右條約整
成り日ハ此兵直ち退去すべき也

一若我府内の人民此條約を伏從して靜止せしむ時
ハ忽ち國家の大患を招くを如何とふれば普兵
既に我巴里府城郭周圍の諸寨城を領し又府内の

一地を掌握せ今に至る迄汝諸民の家屋家族ハ
皆此條約も仍て保護せ今若し汝衆庶暴動して
其條約を破流時ハ忽ち我國傾倒の大患を招くを
も也故有巴里府城の爲め法國全州を各靜止
平穩にして前日惡徒の我政府も反し府内を動擾
拌攪せし所爲も仿ふへらるる事
一法國ハ兵隊を都てセーソン河乃左側に靜止布置し
べき事

一我府内ハ衆庶宜しく上文の意を體認して平穩を
守るべき也今日和議整成決り連日塗炭の苦を

免也衆庶再ハ太平乃日煖觀ふべき也云々

○巴里府内乃諸日誌會社より今日下ル公聞高京日
今次普軍巴里府内に滯留中諸日誌會社皆休業以
し是其罵詈の害患を避ふる爲也云々(今休業は
所乃日誌局其數四十四會社)○明日普兵巴里府城中
へ來る故を以て今日市中物義喧嘩は夜中市街に仿
徨しと監察は人民群集評論途に充溢は○三月
一日(我正月十一日也)昨夜市中各街に宿老職より市
中に壁書しと日三月一日朝十字普兵巴里府入城乃
日迄府内各軒店塵皆閉塞は云々(按はは府内

人民に謹慎を表章はるは意からむ乎其爲體眞に慙
むべき也)余今朝九字に出て普兵入城は状態を觀む
ふた見シヤンゼリセ一場に至るに普軍先鋒は騎歩
兵數千既に諸場を充滿して各其位地に就て警備最
を慎靜ふは○四方前後の辻衢に數名の騎兵を以
て警備し而して騎馬は士官數名常に往反巡邏は其
威武堂々街衢を震ふ○コンコルド場に安置は諸
石像悉く黒布を以て其面を覆ふ恐らくは法國兵權
及全州の生民深く謹慎はるは表は意なくむ乎○
今普軍の領地は場所の境外周圍にある辻衢市街を

咸く砲隊の輜重車を以て其出入口を塞ぎ断ち内よ
法兵數十人之を警衛し又市中の大道小路四通五達
の衢を咸く數十名の市兵隊を置て警衛し其備最嚴
なり是れ他ふし巴里府内に在る狂暴の激徒怒りよ
堪は普軍に向て暴動を起す事を怒り深く警防禦
備は爲すなり○昨日以來市中各街に人民群集評論
し明日若し普兵入城せば不意に襲撃し宿怨を散
せむと欲し前後不覺の狂黨等竊ふ不軌を計りりと
言ふ故を以て今朝以來政府大に其狂黨妄動をため
豫備を嚴になせしものと察せらる○巴里府内狂暴

ふ激徒多く曩に籠城中屢府内を拌攪し内亂を
醸成せし城塙の外敵兵の逼迫せしを顧みず政府
の公館を砲撃し其官員を斃し其狂暴既に斯如
し況や今日眼前に讎敵の鼓を鳴き入城し其に當
りて彼の盲昧の狂者等安んずる傍觀し得へむや其
情實憐むべく又慨歎すべき也○余府内を巡視し
る毎街各軒咸く其門戸を鎖し慎しむ市中最も寂
寥たるは余汝ら之を見て竊く涙を拭へし況や巴里
府城の幹事ある人にて今日府内を爲體實に
千古の大辱其状態不可言不可書慨嘆徒可長大息

沈む耳○普軍巴里府入城の議決後、至迄、普國宰相ビスマルク氏更に一條の約を設きて曰、今次普兵巴里府入城は既に及む、府内三軍大總督ゼネラルビノアー氏は一萬挺の小銃を許して與へ、府内の兵士を一切之を携ふる事を許さず、此兵士彼乃軍律上の擒兵として曩に其兵器を収奪せられたることを此度普兵入城屯陣中府内を鎮撫せしむら爲也、然れども若巴里府入城は普兵に向ひ一發の彈丸を發射すれば事ある時を速に其兵を返し直ち其周圍を寨城より均しく府内を爆彈砲撃しむしと云々、其條

約の嚴酷なれば巴里の人民をして均しく股栗なれども故に府内は將校能く其制度を定めて市民を制馭し、其暴動を豫備後、眞に力竭盡せしビスマルク氏は雄圖察はるべき耳、按後、今に普兵の巴里府入城は約休兵中最初より之を望むしに非ず、然るも休兵の期限最初二月十九日よりし、法國和議條約の決議に因循して決さず、猶五日の延期を求め、再ひ二日、日延を乞ふ、二十六日に至り、更ふ十五日の延期を求め、流し及む、普兵入城の事を約は是れ其形勢を切迫せしめ、速に其決議を探らむことを計るるな

らむ如何とされハ今府内の人民普國人を視ふ事固
よリ怨敵寇讐れ如く常に其肉被食ハむと欲し竊み
之ハ仇とむ事を計れ故に政府其夜遽に不軌の生し
て忽ち國ハ大患を醸し又贖償ハ損害を引出しむ事
を怖れ早く普兵被去らしめむ事を欲し
れふるは是普國宰相能く其機を知り自然條約期
日被迫まらむれば一策に出るなむ乎今日巴里
府城周圍ハ十七城寨咸く普軍被有となり加ふるハ
府内ハ大砲大略擧て之を収めらる今巴里府城ハ
爲體恰も赤子の手足を縛せりと大利劍被以て其胸

前に莅まれり者れ如し得て叫ぶ可らば得て動く可
し其事情又言ふに忍びはれざる○同二日昨夜以
來府内平穩無異然も日誌也昨朝以來之を得る事能
ハハ只政府公布被所ハ日誌而已依然と相行ハ依
る後市街一週して其事情を視ふに政府より所々ハ
壁書せざるを觀ふにボルドウ縣出府ハ一全權ジュ
シモンとて三月一日夜七字ハ發せし巴里府外務全
權職ジュルハ一ブル氏へ送流一書を公聞ハれ其文
ハ曰昨日ボルドウ府諸議員會合衆議論終に夜ハ
至りて入札終り其向背五百四十六名と百七名とな

其爰ふ於て決議全く成る是即ち和議に決斷なり猶
 其模様ハ數刻間に重ぬて報知ハる也云々○三月
 一日夜七字三十五分ボルドウ府發又別紙壁書ハ曰
 明三月二日朝外務全權職ウエルサイル城普軍ハ本
 陣ニ至ル條約決議ハ故を以て速ニ普兵ニ府内退去
 此儀應接談判可及也云々○和睦の條約(此條約ハ去
 年二十六日ウエルサイル城普軍乃本陣ニ於て其議
 決せり而して昨三月一日ボルドウ縣乃別府ニ於て
 全國の議員會議乃上決定とて今日之を公聞ハ
 流ス乃也)

和議應接會議之席

西方之坐

法國共和政堂

大統領職

千エー九氏

外務全權

ハーブル氏

東方之坐

日耳曼帝之目代北獨逸同盟國之全權

宰相

ビスマルク氏

獨逸同盟オウテンベルグ王の

外務全權

ワフテル氏

獨逸同盟バード王の

民政全權

ジユリ―氏

和陸條約十個條

第一條

法蘭西境の地アルザツス郡一圓及ひローラン郡
の一分縣を此二郡の人口一百六拾一萬六千七百
七拾八人あり割ひて獨逸國に版圖に入ると永世附
属せしむ可き事

ベルボル城を法國所有に属せしむ可き事

第二條

軍に贖償とて五拾億百萬フランの貨幣を法國
政府より日耳曼帝に給進せしむ事
右の内十億百萬フランを當年中(即ち一千八百七
十一年)に拂ひ出し而して殘四十億百萬金を三個
年間に成く給進せしむ事

第三條

法國全州に在る獨兵を此和陸條約決議の上威
を退軍せしむ命令を出し可き事
此條約決議の後を巴里府入城に獨兵速に退陣
せし又セ―ン河左側乃諸城寨を明渡し總て法國

へ差返返る事

セーソン河左側の諸郡縣中ニ在陣返る獨兵を都々
退去返る事

償金の内五億萬金を急速に給進し此五億萬
金收納の日を期と爲すセーソン河右側の諸郡縣に
在陣の獨兵悉く退去し返る事

償金貳拾億百萬フランを拂ひ得るの後左の郡
縣との獨軍又在陣を返る事

マルン縣アルタンヌオーマルンモーズオスゼモ
ールト等なり而して法國に滞在の獨逸屯兵を其

數五萬に過く可らざらざ事

残り三十億百萬金を拂ひ皆濟の日迄ハ獨兵法國
内に屯陣し其土地を三十億萬に質と爲し之を當
て置く可き事

此三拾億萬金ハ今三月一日即ち和議條約の日よ
り百五(即ち百)フランハ五フランの利息なり其利
息を出返可き事

第四條

獨軍法國に屯陣中其食糧を法國政府より給用し
返る事尤も此給用を貨幣若しくは物品を以て給

與ひ可き事

第五條

今般獨國に附属する二郡縣中ニ在住の人民等ハ其住居轉換等都て自在に處る事
此住民退去離散の事ハ於てハ獨逸政府少しを其制度と設るに進退出入其人民の向背に任ひ可き事

第六條

今獨國ニ在る法軍ハ俘虜ハ此度和睦契約決定後直ちニ法國ニ送戻する事

此虜兵運輸の法獨國境上迄ハ獨逸政府費用にて運輸する然れども此運輸を速ふを欲し時ニ在り法國より蒸氣車諸機械等を送りて其輸送を捗とらむる時ハ獨國境内中送輸に價ハ法國に法度に准し之を拂ひ出する事
二國境上より西法國内ニ固て法國より其運輸を處る事

第七條

和睦條約本約に儀多白耳義國比律悉府に於て層ねて取替ひ可き事

第八條

方今獨逸軍の領はる法國諸郡縣ハ和議契約乃後
を速に法國へ差戻可し而も其租税等固よ
法國政府の復版決る事

第九條

戰鬪中獨兵乃領せ居る郡縣ハ固より法國政府に
属し決して獨軍權に所裁の關係決るらざらん事

第十條

今此和議契約の諸件を法國の別府ボルドウ縣の
議員及日耳曼帝と結印決定決る事

右十個條目を二國の全權職堅く之を契約盟結と
し敢て犯戻は可らざらん事

一千八百七十一年二月二十六日法國ウエール
イニ城に於て

法國宰相

千エール氏

ハリブル氏

普國宰相

ビスマルク氏

北日耳曼同盟國バビエール。オルテンベルク。ガラ
ンジュクドバードの三國俱に兵革を交へる事
故を以て今爰ふ其盟約結印は流るる事

右三國宰相

コント。バライ。ステーンボルグ
バロンドロフテール
ミットナクト
ジヨイ

同三日今朝十字普軍咸く巴里府城を退去せり是れ
昨朝和睦の條約整ひある故なり今午後巴里府内に
獨逸兵一人も殘るゝの無く都て凱陣ぞり○巴里府
セーン河左側の諸寨城を今日都て明を渡し咸く法
國兵權へ返戻ぞり○普軍一昨日朝巴里府入城以
來市中各軒各家其門戸を鎖し愁傷尤も痛めり然

るに今朝以來市中各店都て以前に復し衆庶始々々
愁眉を開く○昨二日午後普兵乃士官巴里府に王城
より到り諸官ルーブル宮及千エイシリイ宮へ入依銃
器を携ふるゝこと被禁ぞり王城宮殿一週巡見れ上若
干時間より去れ是則ち巴里府入城條約中の一儀
かりと云○法國即今減耗れ郡縣及人口をバーラン
郡にて人口五十八萬八千九百七十人オーラン郡に
て人口五十貳萬零二百八十五人モゼルメツス縣
十六萬人モゼル郡サルゲミン縣にて十八萬千八百
七十六人モゼル郡千オンビル縣八萬四千八百

法普戰爭論略 卷之八
一八二
ス郡サルブール縣七萬千零十九人モールスシヤト
ウサラン縣にて六萬零六百二十六人總數合とる一
百六十一萬六千七百七十八人也此人口ハ此度獨逸
に所属せ地ニ住は依の人民也先年法國埃以の二國
に捷ち其地を裂ひて法國の版圖ニ入せたり其人口
都て六十七萬三千八百五十七人と云又一千八百七
十年春の檢査に法國の人口三千八百萬ニ登ると録
せり然るに今一百六十一萬餘を減せり然るとも條
約面に載ち依此獨逸附屬の地及ひ其人民法の戶藉
ニ販入せむと欲し其地を去らむと欲する者ハ普帝敢

て之を拒まはと云故に其地の減高を確定はと雖も
其人口に至はて未だ確定せ減數とを爲す可ら
○今夜よバ里府街中往來の瓦斯燈以前に復し人
其明を得闇昧の愁眉を開けりと然とを未だ家
内に用ゆること免は明夜よ許はる風評あ
は此度府内ニ瓦斯燈を點せはること爰に去年十一
月三十日よ殆むと一百日に至ると○同四日昨夕
政府市街に布令は其文意を此兩三日間普國兵巴里
府入城せ節府内の人民萬事堪忍し謹慎尤も極せ
是全く國家を重むは爲と云○魯の聖伯得兒

堡府^{ユレク}日誌中に去れ二月二十七日獨逸帝謝禮の一書を魯國帝に贈き其文ふ曰普法二國間和睦の條約十個條其目を載せ其其次ふ云今般我普國は民法國に傲慢且暴働を受ふを以て戦争し肝腦地塗れ後竟ひに我軍勝利今日に至き而して我普國今深く貴國に厚情を謝り普國永く此懇情を忘却しむるは然らハ神明今公に尊賞されしことを何を以ての比較せむ次に余は終身公に厚情を忘却しむるは然らハ神明今公に尊賞されしことを何書に曰公今我を告ふ捷軍和睦に一報を以て余

深く公に厚意を謝し殊に公乃鴻業高運を賀し實に神明今公に保護せり今余公と結ぶ親友に厚情を以てしむることを得る余は大慶何むそ之に如かむ此懇情永く二國の大慶也云々○同五日法國の大統領英國に禮謝の書に云今般巴里府開城後貴國乃厚惠深く我人民に懇情を盡し特に貴國市民會社中より厚情を灌ひて我饑餓の貧民を救助せり法國永く貴國に向き此厚情を忘却しむるは願く貴國の諸官今余は深謝の處に厚意を直に貴國乃人民に傳布あらむことを希ふと云々○同六日普國ギ

ユーム帝法國ウエルサイル城發輦して日耳曼國
に凱陣せ其行裝巍々堂々ありと云○去二月二十
六日法のマント及シヌン縣乃境上ふれべスし及フ
ーゼシーランゴン縣に於て蒸氣車衝當碎裂次は報
知あり其文は曰二月二十六日夕五字半シドン縣を
發せし蒸氣車同夕六字一分べスし及ヒフーゼシー
ランゴンの縣より貳車至強乃速力を以て進みし
俄に衝當り雙方共ふ破碎しちて其猛烈作用の怖
るき更なる譬ふるさるる乃かく雙方は貳車俱に微塵と
成れて散亂し之は屬をば八局の室咸く破碎し又馬

と乗せたる數室皆破疊し恰も一室の如くなむと又
二車の鉄鎖盡く破毀して二十歩外に飛散せりと二
車中即死九人内大砲隊四人民兵隊三人蒸氣車機械
手壹人及運用方壹人も其運用方は全身燒爛し皮
膚剝離して斃流くを看ゆ其形狀眞可怖ふへしと下
室に馬數匹斃れ且傷さるる他室に乘し旅人等幸に
死を免らしたりと今夜近縣に蒸氣車會社中より大
車一輛を出し來救せり同夜曉二字乘組旅人其危難
を免らし市中み來せりと云○歐洲乃各國蒸氣車を
創出せしよに以來鉄路の災難は罹る横死流流者毎

年數百人よ及へり故ふ鉄路は危難を避るべきを免
 其蒸氣車を進退出没の約束彌嚴密にしてことを進
 退はる時ハ斯く衝當は災害ふらるるを免し然も之
 を免らざれば往々危難の報告あり蒸氣車の利用
 萬物の右よ出ると雖も其災害又恐るるを免し○同七日
 曩ふ普軍の手よ捕ふれば法虜を今法國よ受取はる獨
 逸北海より船舶よ依り送致はると云○今夜余法國人
 民は數々今度の償金を高と配賦し試はる一千八百
 七十年の検査に其人口三千八百萬ふ登ると云今度
 獨逸と属はる境上の二縣を裂き算計せは其人口一





法蘭西割地之圖

を免るべしと往々危難の報告あり蒸氣車の利用
 萬物の右より出ると雖も其災害又恐るべし○同七日
 曩ふ普軍の手より捕ふれば法虜と今法國より受取らる獨
 逸北海より船舶より依り送致次と云○今夜余法國人
 民に數々今度の償金を高と配賦し試みる可一千八百
 七十年の檢査に其人口三千八百萬ふ登ると云今度
 獨逸に属する境上の二縣を裂き算計せし其人口一



百六拾一萬六千七百七拾八人を減ぞり而して戦争
 中に死没せるもの凡三拾萬餘也然らば殘る人口大凡
 三千六百萬なり今此人口に償金に五拾億百萬フ
 ランを配當せしむ一人に付凡一百九拾フランと
 して是全國の老若男女赤子に如きを此人數を算入
 せ加ふれば休兵中乃贖金貳億萬フランなり前後の
 高總々五拾貳億百萬フランなる其高まを大なら
 ば

○同八日昨朝七字半普軍巴里府郭外セーソン河左側
 におもパレリアンワンプイシトモンルージュビセー

ト九。イブリー等乃六城を明渡し、法軍に返戻し、又
セーン河右側の十寨城を一億萬フラン收納の日返
戻しをせしむ云○法國軍資金去年七月十四日兵端起
流乃日よて一月二十八日巴里府城開降、日よて三
拾億百萬フラン法國敗軍よて償金五拾億百萬フ
ラン去年兵革の發る日より此戦ひ畢流まて法全州
乃商法及出入諸税乃缺耗流る其高一個年て積にて
拾億百萬フラン其費耗流る金貨の總計九拾億百萬
フランよて登流と云費用亦大から流や法國一個年に
收納流る金額凡拾八億四千百萬フラン也と然らハ

法國よて今五個年て收納金を咸く抛流むハ此失費
返償ふへら流又戰爭中法全州よて費流處計て知流
可ら流然らハ法國よて十年間の疲弊を取に至らむ○
同九日軍令裁判糾問局にて去年十月三十一日(即籠
城中也)巴里府内て市民激動し、政事堂オテ九ドビ
九館に亂入し、政府乃各員諸職を幽囚し、其權を掠
奪し市中に擬命を下し、不軌を計り、既よ内患返開
むとぞ察其時兵隊返操入し是を制し其巨魁を捕へ
置き、今日其糾問よ及流り法て國法に市人て糾
問裁判に如きハ政府乃裁判局みて之を爲流と雖も

籠城中此事を總々軍令を據り軍務局を司とる處あり故に此程コロネルスピオー氏所裁糾責の命を奉じて屢々裁判を蒙今日を巨魁輩の糾問に及ぶの故を聽ひし余午後此軍務裁判局に至り其糾問の事情を觀る今日糾問の處の犯罪者六人也正面より高坐は一席あり中央より一席を置く正面にコロネルスピオー氏坐し次にリーウテナンゴコロネル官コマンダン官及セルジャンマジュール官リウテナン官スーリウテナン官等也此時右翼に一坐に一机を設け之より三名の軍務士官あり又左翼の一坐に

一机を置きアホカ官一名及他より代言者三名列坐せり次に一坐を下敷り中央に犯罪者列坐し其左右の局中警衛の兵士着坐し貳兵卒左右に在り各小銃を携へ護衛し此下坐より右方より又一机を置き聞書の執筆官三四名代りて坐し就て次に聽聞の男女夥しく其後方に着坐せり余を其中に在り聽くは糾問應接の問言語尤も平定討論極めて密なり筆者其問答を悉く載記す右犯罪者咸く糾問の上數名より証人出り當日の事情状態を演述し爰に於て再び糾問始まりしに余黄昏其官局を出てゝ飯路に向ふる未

其糾問終る可至らば此裁斷汝明日に譲ると云へば
 余爰に於て此官局汝出づ歸費は○今日に至りて巴里
 府内平定異聞なし日誌汝閱る可今度法國陸軍大兵
 學校の規律汝改正し新則汝建て此校汝サンシー九
 校と號せりと

法普戰爭誌畧卷之八追加大尾

跋

夫法普之間其競戰の機固と云一朝一夕に非は曩可
 一千八百十年間法國第一世那破倫帝歐洲を蹂躪せ
 し時獨逸可兵汝進めて伯靈府に其足汝入る可前後
 貳回軍威汝挫くこと恰も兵汝拜伏せ忘る可其首頸
 と跨り乘る可如く歴々其社稷汝存せ忘る可のとは是
 當日法國に威權武力汝觀る可也爾來普國の宿怨
 日として忘る可る可憤激勉勵歲月ふ兵を練り漸
 次其國力を養精汝汝茲に殆むと五十年近頃獨逸各
 國屏聯して一統汝汝後其兵大に振り其武大に舉

一八六六年（今を距る六年）普國と兵を交へ
其捷を奏し、日其威武歐洲に轟き、萬邦に震ふ爰
於て彼も今法を倒し、宿怨を報し、其威武を歐洲
に擴めんと欲し、故に其隙を窺ふこと日既久し時に
法國倨傲よき、普王は甥是國に王あらむことの契
約を斷むと欲し、日可遇ふ、普國固より噬搏法を
加へむと欲し、こと久し然も當日此内縁契約の
如きを拒まひ速に其望を應じ、之を破談せ、如何
となむ、普國當日法國は望を拒む、容は強き是に
内縁を結ぶとき、法國必は之を四隣の各國に謀ら

て合從し以て之を拒まむこと、日計を盡し、是歐洲の
狀情を隣人の其地を擴え、其戮力は流ば忌む勢は連
横して之を割むと欲し、普國名義を失て、其曲を採
り、歐洲四隣に兵を授け、至らばしと斷然、其和議を
破斷せり、而も竊に謀はり、今法國内患を醸成むと
し、加ふはに那破倫に四隣に兵端を緒と索むれば、其
勢は必は兵革ふくと止む可らば、彼逼り、傲はる我
に無禮を加ふ、日を俟は可しと自若とて、兵備
を修め、普國を其機に投じ、之を拒絶し、獨逸全國に
逼迫す、普國を其機に投じ、之を拒絶し、獨逸全國に

告る可隣人の暴働不禮を我に加へ事情切迫今日可
あて宜とく我同盟國戮力志て其醫獲を防く可と
名義を需て國人を憤激鼓舞と志むるに止むを得
る可應はるを以て汝其處はる處のも乃當日法國
傲はる其兵を擅まるとにはると全く相返汝且其軍
方向乃異ふる二つ一つを傲はる他を凌らむとし一
つを防ひて之を拒まむと汝其可否得失互に相表裏
は其争汝交るに及むる普兵一戦可敵境に入て竟
越へて法乃王城に迫る巴里府を圍せに及むて法國
使を英魯埃以等に遣し和議に所裁汝乞ふ然と雖も

各國插嘴とる所置の成汝可らはると知るは故に黙
止拱手とる敢て之を莅まは故に法國其策を失し自
らら和議汝計らむと汝るに普國之を對ふは境上
の二縣及五十億百萬フランに金を得れと非はれハ
解兵し難と如何と志むハ此度法國我獨逸境上ハ
兵汝加ふるは以來無量の鮮血汝灌き無數乃士民を
殺せり而志る其國財を抛はるもの已は無算なて故に
今此贖金を得ると非汝をハ普王其國の人民に謝汝
を言ふしと斷然答へたて法國之に應はることを
欲せは再び入はる籠城抗戦せり一月二十八日城中

食盡き城を開て和欲乞ふ而償贖固より其望ふ任次
 爰ふ於て普國の長策全くかり其威武今日四隣に輝
 々して是皆普國宰相ビスマルク氏ら雄略ふ出る所な
 らむ乎而して法國乃事全く之み反汝那破倫晩年老
 衰れ不算不幸なり法國未曾有の醜名千古乃大辱と招
 々來果しつ時運乎

法人バ里府城ふ籠ふ其兵都て七拾萬及城郭外に
 配備はる大砲都て一千六百五拾門而して其銃砲固
 より奇巧を極え其城郭の堅固なれ萬國無雙とも謂
 はるし然りと雖も一百三十餘日れ籠城後終に其食

を盡きて出づと和を乞ふも畢り余之を以て更
 知る古人の所謂兵乃勝敗固より人に在る兵器
 非はれ事を嗟又察を汝むはあれ可らはる也

余今夜茲に鉄臺を投して以て此法普戰爭誌略を
 畢る時西曆一千八百七十一年三月九日即ち我
 明治四年辛未正月十九夜謹誌于法國巴里府城北
 覺中

安藝

渡

六之助

トノ
ハ

NO
11/ト

官版

御用御書物師

須原屋茂兵衛

中
 期
 一
 千
 八
 百
 十
 一
 年
 三
 月
 廿
 二
 日
 御
 用
 御
 書
 物
 師
 須
 原
 屋
 茂
 兵
 衛
 御
 用
 御
 書
 物
 師
 須
 原
 屋
 茂
 兵
 衛

